

学校における情報モラル教育

情報モラル教育の基本的な考え方

「情報モラル」とは、日常生活におけるモラルを踏まえた、「情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度」と捉えられます。

「情報モラル教育」とは、情報社会やネットワークの特性の一側面として影の部分を理解した上で、よりよいコミュニケーションや人と人との関係づくりのために、今後も変化を続けていくであろう情報手段をいかに上手に使いこなしていくか、そのための判断力や心構えを身に付けさせる教育であることを理解しておくことが重要です。

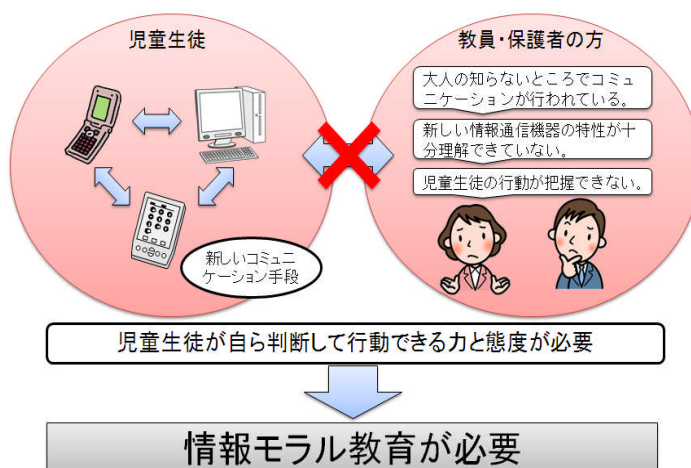
情報モラル教育の必要性

携帯電話やコンピュータなどを通じたインターネット利用の普及が急速に進む中、誰もが情報の送り手と受け手の両方の役割を持つようになり、情報がネットワークを介して瞬時に世界中に伝達され、予想しない影響を与えてしまうことがあります。

日常生活では、家庭、他人、集団、社会等との関係を順に経験しながら、ゆっくり時間をかけて理解していくことができるのに対し、インターネットの世界は、携帯電話やコンピュータを通じてコミュニケーションを開始した瞬間に、見えない人とのつながりや社会との接点が生じます。

しかし、多くの児童生徒はインターネット上の危険に対して無防備な状態で、しかも、自分が危険な目に遭いかねない状態であることも分からずに利用しています。中でも、携帯電話は、児童生徒にとって最も身近なインターネット端末となっていると言えます。児童生徒は携帯電話の小さな画面が世界中に繋がっていたり、主に文字だけの情報交換となったり、従来のコミュニケーションとは異なることを理解しないまま利用している状況もあります。

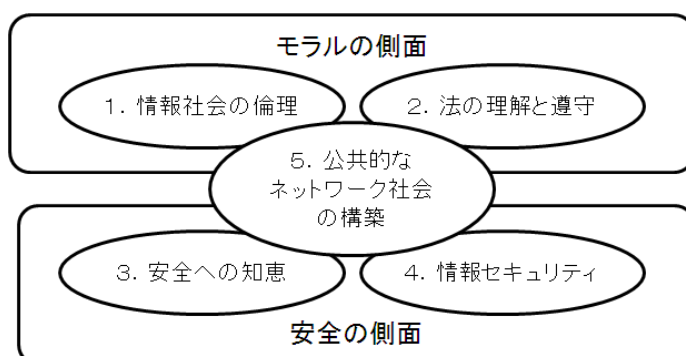
情報モラル教育では、危険を避けるための対処法を指導するとともに、一方では、情報社会の特性の理解を進め、自分自身で的確に判断する力を育成することが重要です。



情報モラルの内容～「情報モラルモデルカリキュラム」より～

情報モラルに含まれる内容は、相手を思いやり、自分の行動に責任をもつ「モラルの側面」と、ネットワークから身を守り安全に利用するための「安全の側面」があるといえます。

文部科学省の委託事業により示された「情報モラルモデルカリキュラム表」（平成19年5月）には、情報モラルに含まれる内容として、5つの領域が盛り込まれています。



各領域の校種別の大目標・中目標は、12ページを参照してください。

< 道徳と情報モラルの関連例 >

道徳	情報モラル
主として自分自身に関すること 主として他の人とのかかわりに関すること 主として集団や社会とのかかわりに関すること	責任ある情報発信・個人情報の保護 相手を思いやるコミュニケーション 情報社会における安全指導とセキュリティ
<ul style="list-style-type: none">・人に温かい心で接し、親切にする。・友達と仲良くし、助け合う。・他者とのかかわり方を大切にする。・他者を大切にする。	<ul style="list-style-type: none">・自分や他者の情報を大切にする。・相手への影響を考えて行動する。・自他の個人情報を第三者にもらさない。

学校全体での情報モラル教育の推進

教科指導におけるICT活用は、学習指導要領の中で豊富に記述されており、携帯型の情報通信端末やコンピュータを活用した教育の推進のためにも、学校全体で情報モラル教育を取り入れることが必要です。各教科等の目標と連動しながら、情報通信端末等を利用した情報モラル教育を効果的に実施することが重要となります。

情報モラル教育に取り組むに当たっては、従来の授業の中に情報モラルの視点をもった学習活動を取り込むことが必要です。その際、情報モラルの指導内容には様々なものがあり、それぞれを一回説明したりするだけでは、態度として身に付けさせるまでには至らないことから、各教科等において指導するタイミングをうまく設定したり、繰り返し指導したりすることが大切です。

これにより、情報モラルの重要性に対する学校全体としての理解や認識が発信され、児童生徒の関心のきっかけとなり、保護者の方にも関心をもっていただくことができます。

情報モラル教育の指導の在り方

情報モラル教育では、インターネット上の違法・有害な情報への適切な対処法を含め、「相手を思いやること」や「自分の身は自分で守ること」を、学校全体の取組として、小・中・高等学校の各段階を通じて、体系的に指導することが大切です。

情報モラルの指導は、各教科等における適宜の指導や繰り返しの指導が大切であるとともに、児童生徒同士の討論、インターネットの操作体験等を通じ、「情報モラルの重要性を実感できる授業」を実践する必要があります。情報モラル指導では、一方的に知識や対処法を教えるのではなく、児童生徒が自ら考える活動を重視します。

以下に、小・中学校の学習指導要領解説における情報モラル教育の学習活動を示します。

< 小学校 >

情報発信による他人や社会への影響について考えさせる学習活動、ネットワーク上のルールやマナーを守ることを意味について考えさせる学習活動、情報には自他の権利があることを考えさせる学習活動、情報には誤ったものや危険なものがあることを考えさせる学習活動、健康を害するような行動について考えさせる学習活動などを通じて、情報モラルを確実に身に付けさせるようにすることが必要である。

< 中学校 >

ネットワークを利用する上での責任について考えさせる学習活動、基本的なルールや法律を理解し違法な行為のもたらす問題について考えさせる学習活動、知的財産権などの情報に関する権利を尊重することの大切さについて考えさせる学習活動、トラブルに遭遇したときの主体的な解決方法について考えさせる学習活動、基礎的な情報セキュリティ対策について考えさせる学習活動、健康を害するような行動について考えさせる学習活動などを通じて、小学校段階の基礎の上に、情報モラルを確実に身に付けさせることが必要である。

情報モラル教育の各教科等における指導例

ここでは、情報モラル教育に係る指導例を教科ごとに示していますが、異なる教科等の中で同じ教材を用いて指導することもできますので、これらを幅広く捉え、学校全体での計画的な情報モラル教育の中に適切に位置付けていくことが必要です。

小 学 校		
<p>インターネットの「きまり」を守る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットにはルールやマナー、違法・有害情報があることを理解し、困ったときは保護者や教員に相談する。 <p>情報の「読み方」を知る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報が正しいか、信頼できるかを考える習慣を身に付ける。 <p>人のつくったものを大切にする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・著作物には著作者の権利があることを理解し、人の権利を尊重することの重要性を理解する。 <p>「情報を大切に扱う」「IDやパスワードを大切にする」「携帯電話を適切に利用する」「ICTを使う際の健康への影響に気をつける」ことなども指導する。</p>		
教科等	題 材	ね ら い
国 語	責任のある情報発信	考えたことなどから書くことを決め、目的や意図に応じて書く事柄に関する情報を収集し、全体を見通して情報を整理する。
社 会	正しいメールの書き方	人々の生活や産業と国内の他地域や外国とのかかわりについて理解する。
	著作権の正しい取扱い	社会的事象を具体的に調査する場面で資料などから必要な情報を読み取る。
	情報に対する正しい判断	放送、新聞等のメディア産業と国民生活とのかかわりを理解する。
	情報の有効な活用	情報化した社会の様子と国民生活とのかかわりについて理解する。
図画工作	著作権	自分たちの作品や身近な美術作品や制作の過程などを鑑賞して、よさや面白さを感じ取る。
道 徳	メールでは伝わりにくい	他の人とかかわりについて考えさせる。 (「心のノート」を活用)
総合的な学習の時間	情報活用と責任	問題の解決や探究活動に取り組むことを通して、情報を収集・整理・発信したり、情報が日常生活や社会に与える影響を考えたりする。
特別活動	ネット上のいじめについて考えよう	望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活を育てる。
各教科等共通	IDとパスワード	責任ある情報発信・個人上の保護とIDとパスワードの重要性を考えさせる。

中 学 校

インターネットを正しく理解する

- ・掲示板、チャット、特別なコミュニティなどの特徴を理解し、頻発する問題やそれに対する基本的な対処方法を身に付ける。

ネットワークはだれのものか考える

- ・ネットワークを利用する上で一人ひとりが守るべきことを考え、公共的な意識をもつことによつて、情報社会の一員として適切な判断や行動ができる。

情報を読み解く力を身に付ける

- ・インターネットや電子メールから得られる情報の信頼性や信憑性を判断して、情報を適切に活用する能力を身に付ける。

「情報社会のルールやマナーを守る」「ネットワークを利用する際に身体的・精神的な面の影響に気をつける」「見えない相手とのコミュニケーションを考える」ことなども指導する。

教科等	題 材	ね ら い
国 語	情報発信の責任	目的や状況に応じて、資料や機器などを効果的に活用して表現する。
音 楽	著作権	音楽に関する知的財産権について、必要に応じて触れるようにする。
保健体育	情報機器の利用と健康	年齢、生活環境等に応じた休養及び睡眠の調和のとれた生活を続けることで健康の保持増進に適した生活習慣を身に付けさせる。
技術・家庭 (技術分野)	情報発信の責任	著作権や、情報の発信に伴って発生する可能性のある問題と、発信者としての責任について知ることができるようにするとともに、情報社会において適正に活動する能力と態度を育成する。
	違法コピー、知的財産権	基本的な情報処理の仕組みを知り、著作権や情報モラルについて考える。
	フィルタリングとウィルスチェック	インターネットの構成と、安全に情報を利用するための基本的な仕組みを知ることができるようにする。
技術・家庭 (家庭分野)	物資、サービスの適切な選択、購入	消費者の基本的な権利と責任について理解し、消費者として責任のある行動について考える。
道 徳	心のキャッチボール	他の人とのかかわりについて考えさせる。 (「心のノート」を活用)
総合的な 学習の時間	肖像権	学び方やものの考え方を身に付けるとともに、人物の写真等を用いる際の適切な取り扱いについて考える。
特別活動	不正請求	諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる。
	社会の一員としての自覚と責任	ネットワーク上のルールやマナーについて考え、話し合うことをとおして、各自が責任を果たすことによつて集団や社会が成り立っていることを理解させる。

情報モラル教育における家庭・地域との連携

< 学校と家庭における理解の共有 >

児童生徒が、携帯電話やコンピュータなどを通じてインターネット上のトラブルに巻き込まれたり関わったりする事例の多くは、保護者の方が契約した通信サービスを児童生徒に利用させた際に、児童生徒がどのように利用するかを十分検討しなかったり、利用の状況を把握していなかったりすることが原因となっています。守るべきルール、マナー、危険から身を守るための注意事項などを教える必要があることを保護者の方に理解してもらうことが必要です。

携帯電話やコンピュータなどを通じたインターネット利用に起因するトラブルや事件について、保護者の方に理解してもらうとともに、使い方によってはトラブルの加害者にも被害者にもなりうる手段を児童生徒に持たせているという意識をもってもらうことが重要です。

そのためには、インターネット利用によって児童生徒が巻き込まれたり関わったりしたトラブルや事件の実例を新聞やニュース等から示すだけでなく、学校で行っている情報モラルの指導の内容を説明するとともに、学校での指導には限界があり、家庭の協力が不可欠であることや、学校と保護者の方との役割分担について説明することが必要です。

あわせて、学校から、一般的なトラブルの事例や法律に触れる行為など話合いのポイントを記載したプリント等を保護者の方に配付して、コンピュータの利用に関するルールやマナーを、家庭でも十分に話し合うよう促すなどの方法が考えられます。

保護者の方向け講習会等の実施のポイント

インターネット、携帯電話、電子メール利用のメリット、デメリットを伝えます。
学校でのインターネット利用の教育的な価値を示します。

インターネットの利用などに関する児童生徒対象のアンケート結果を示します。

保護者の方向けのアンケートを実施していれば、その結果を示します。

実際にあったインターネット利用のトラブル・事件を示します。

学校で行っているセキュリティ対策や情報モラル指導の内容を説明します。

「学校で指導できること・すべきこと」と、「保護者の方の支援や協力が必要なこと」を伝えます。

いたずら半分でも罰を受ける場合があることを伝えます。

携帯電話やインターネットを利用させる前に、保護者として子どもに伝えるべきことを考えてもらいます。

トラブルが生じた場合の対処法を考えてもらいます。

トラブルが大きなダメージとなった場合の対処法を考えてもらいます。

～ では、必要に応じて学校側からヒントを示すことも必要です。

< 学校・家庭・地域による最新情報の共有 >

情報モラル教育を効果的なものとするためには、児童生徒のインターネットの使い方の実態や影響に係る最新の情報の入手に努めることが重要です。児童生徒が安全に使用できる環境を確保するためには、携帯電話を持たせるに当たり、フィルタリングシステムや迷惑メール対策を万全に施すことのための知識を持つことが必要不可欠です。教員や保護者の方等が児童生徒の使用実態を把握し、トラブルが起きた際の解決方法や対応策を学ぶことが大切です。



文部科学省は、情報モラル教育を体系的に推進するための「情報モラル指導モデルカリキュラム」や情報モラル指導用ガイドブック「情報モラル指導実践キックオフガイド」を作成・公表しています。（平成19年5月）

文部科学省ホームページのほか、「情報モラル指導ポータルサイト～やってみよう情報モラル教育～」
(<http://www.japet.or.jp/moral-guidebook/>)からもアクセスできます。

●情報モラル指導モデルカリキュラム(大目標・中目標レベル)

分類	Level-1: 小学校1・2年	Level-2: 小学校3・4年	Level-3: 小学校5・6年	Level-4: 中学校	Level-5: 高等学校
1. 情報社会の倫理	a 発信する情報や情報社会での行動に責任を持つ a1-1: 約束や決まりを守る	a2-1: 相手への影響を考慮して行動する	a3-1: 他人や社会への影響を考慮して行動する	a4-1: 情報社会における自分の責任や義務について考え、行動する	a5-1: 情報社会において、責任ある態度をとる、義務を果たす
	b 情報に関する自分や他者の権利を尊重すること b1-1: 人の作ったものを大切にすることを大切にする心をもつ	b2-1: 自分の情報や他人の情報を大切に尊重する	b3-1: 情報にも、自他の権利があることを知り、尊重する	b4-1: 個人の権利(人格権、肖像権など)を尊重する b4-2: 著作権などの知的財産権を尊重する	b5-1: 個人の権利(人格権、肖像権など)を理解し、尊重する b5-2: 著作権などの知的財産権を理解し、尊重する
2. 法の理解と遵守	情報社会でのルール・マナーを遵守できる				
	c d2-1: 情報の発信や情報をやりとりする場合のルール・マナーを知り、守る	c2-1: 何がルール・マナーに反する行為かを知り、絶対に行わない c3-2: 「ルールやまきまりを守る」ということの社会的意味を知り、尊重する c3-3: 契約行為の意味を知り、勝手な判断で行わない	c3-1: 何がルール・マナーに反する行為かを知り、絶対に行わない c3-2: 「ルールやまきまりを守る」ということの社会的意味を知り、尊重する c3-3: 契約行為の意味を知り、勝手な判断で行わない	c4-1: 違法な行為とは何かを知り、違法だとわかった行動は絶対に行わない c4-2: 情報の保護や取り扱いに関する基本的なルールや法律の内容を知り、それに伴う責任を理解する c4-3: 契約の基本的な考え方を知り、それに伴う責任を理解する	c5-1: 情報に関する法律の内容を積極的に理解し、適切に行動する c5-2: 情報社会の活動に関するルールや法律を理解し、適切に行動する c5-3: 契約の内容を正確に把握し、適切に行動する
3. 安全への知恵	情報社会の危険から身を守ることも、不適切な情報に対応できる				
	d d1-1: 大人と一緒に使わない危険に近づかない d1-2: 不適切な情報に出合っ場合、大人に環境で利用する	d2-1: 危険に出合ったときは、大人に意見を求め、適切に対応する d2-2: 不適切な情報に出合ったときは、大人に意見を求め、適切に対応する	d3-1: 予測される危険の内容がわかり、避ける d3-2: 不適切な情報であることを認識し、対応できる	d4-1: 安全性の面から、情報社会の特性を理解する d4-2: トラブルに遭遇したとき、主体的に解決を図る方法を知る d4-3: トラブルに遭遇したとき、主体的に解決を図る方法を知る	d5-1: 情報社会の特性を意識しながら行動する d5-2: トラブルに遭遇したとき、さまざまな方法で解決できる知識と技術を持つ d5-3: 契約の内容を正確に把握し、適切に行動する
4. 情報セキュリティ	情報社会の危険から身を守ることも、不適切な情報に対応できる				
	e e1-1: 決められた利用の時間や約束を守る	e2-1: 情報には誤ったものもあることにご注意 e2-2: 知らない人に、連絡先を教えない	e3-1: 情報の正確さを判断する方法を知ること e3-2: 自他の個人情報、第三者にも知らせない	e4-1: 情報の信頼性を吟味できる e4-2: 自他の情報の安全な取り扱いに関して、正しい知識を持って行動できる e4-3: 自他の安全な取り扱いに関して、正しい知識を持って行動できる	e5-1: 情報の信頼性を吟味し、適切に対応できる e5-2: 自他の情報の安全な取り扱いに関して、正しい知識を持って行動できる e5-3: 自他の安全な取り扱いに関して、正しい知識を持って行動できる
5. 公共的なネットワーク社会の構築	生活の中で必要となる情報セキュリティの基本を知る				
	f f1-1: 決められた利用の時間や約束を守る	f2-1: 健康のために利用時間を決め守る	f3-1: 健康を害するようないかなる行動も自覚する f3-2: 人の安全を脅かす行為を行わない	f4-1: 健康の面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる f4-2: 自他の安全面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる	f5-1: 健康の面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる f5-2: 自他の安全面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる
5. 公共的なネットワーク社会の構築	生活の中で必要となる情報セキュリティの基本を知る				
	g g1-1: 認証の重要性を理解し、正しく利用できる	g2-1: 不正使用や不正アクセスされないように利用できる g2-2: 個人情報の確保のために、対策・対応がとれる	g3-1: 不正使用や不正アクセスされないように利用できる g3-2: 個人情報の確保のために、対策・対応がとれる	g4-1: 情報セキュリティの基礎的な知識を身につける g4-2: 情報セキュリティの基礎的な知識を身につける g4-3: 情報セキュリティの確保のために、対策・対応がとれる	g5-1: 情報セキュリティに関する基本的な知識を身につける g5-2: 情報セキュリティに関する基本的な知識を身につける g5-3: 情報セキュリティの確保のために、対策・対応がとれる
5. 公共的なネットワーク社会の構築	情報社会の一員として、公共的な意識を持つ				
	h h1-1: 協力し合ってネットワークを使う	h2-1: 協力し合ってネットワークを使う h2-2: 個人情報の破滅や流出を防ぐ方法を知らず、対策・対応がとれる	h3-1: ネットワークは共有のものであるという意識を持って使う	h4-1: 基礎的なセキュリティ対策が立てられ、緊急対応・事後対策ができる h4-2: ネットワークの公共性を意識して行動する	h5-1: 情報セキュリティに関し、事前対策・緊急対応・事後対策ができる h5-2: ネットワークの公共性を維持するため、主体的に行動する

※コードについて(例, a1-1) 【2桁目の数字】校種・学年(L1~L5)

【1桁目の文字】
a~i: 大目標項目
1: L1 (小学校低学年: 1~2年生)
2: L2 (小学校中学年: 3~4年生)
3: L3 (小学校高学年: 5~6年生)
4: L4 (中学校(高等学校を含む場合もある))
5: L5 (高等学校)

【3桁目の数字(ハイフンの後の数字)】大目標項目内の一連番号

たとえば、コード a1-1 は次を表す。
大目標項目 a1: 発信する情報や情報社会での行動に責任を持つ(小学校1~2年生)
中目標項目 a1-1: 約束や決まりを守る(小学校1~2年生大目標項目 a1 の1番目の中項目)